議案第101号

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月4日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例(平成29年山陽小野田市条例 第16号)の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(緊急安全措置)

- 第11条 市長は、特定空家等又は管理不適切空家等に倒壊、崩壊その他著しい危険が切迫し、人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、所有者等の特定若しくは所有者等との折衝に時間を要する場合又は所有者等と連絡がとれない場合に限り、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を講ずることができる。
- 2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る特定空家 等又は管理不適切空家等(以下「措置対象空家等」という。)の所在地及び当 該緊急安全措置の内容を当該措置対象空家等の所有者等に通知するものとす る。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、緊急安全措置を講じた場合において、 当該措置対象空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該 措置対象空家等の所在地その他規則で定める事項を告示するものとする。

4 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、それに要した 費用を当該措置対象空家等の所有者等に請求するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例新旧対照表

田物作者田市皇赤寺内衆・万田連に関する木内州市内宗教	
改正後	改正前
_(緊急安全措置)	
第11条 市長は、特定空家等又は管理不適切空家等に倒壊、	
崩壊その他著しい危険が切迫し、人の生命、身体又は財産	
に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認める	
ときは、所有者等の特定若しくは所有者等との折衝に時間	
を要する場合又は所有者等と連絡がとれない場合に限り、	
その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置(以	
下「緊急安全措置」という。)を講ずることができる。	
2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措	
置に係る特定空家等又は管理不適切空家等(以下「措置対	
象空家等」という。)の所在地及び当該緊急安全措置の内容	
を当該措置対象空家等の所有者等に通知するものとする。	
3 前項の規定にかかわらず、市長は、緊急安全措置を講じ	
た場合において、当該措置対象空家等の所有者等又はその	
連絡先を確知できないときは、当該措置対象空家等の所在	
<u>地その他規則で定める事項を告示するものとする。</u>	
4 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたとき	
は、それに要した費用を当該措置対象空家等の所有者等に	
請求するものとする。	
<u>第12条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)
<u>第13条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)